

ふるさと納税ポータルサイトの利用におけるキャッシュレス決済を活用した 指定納付受託者選定募集要領

1 主旨

本要領は、ふるさと納税ポータルサイトの利用におけるキャッシュレス決済により、寄附者から納付の委託を受けた寄附金を県に納付する事業者（以下「指定納付受託者」という。）を企画提案型公募（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の内容

ふるさと納税ポータルサイトを通じて行われる地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2に規定する寄附金で、寄附者から納付の委託を受けた寄附金を県に納付する業務（以下「納付業務」という。）

(2) 仕様

別添「ふるさと納税ポータルサイトの利用におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参考予算規模

500,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 納付業務に係る歳入歳出予算が成立することが条件となる。

4 プロポーザルへの参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する者であること。
- ③ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤ 福島県等から入札参加資格制限措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 福島県指定金融機関の県口座（株式会社東邦銀行県庁支店 別段預金）に払い込みができる者であること。
- ⑦ 日本国内で同種・類似業務の実績を複数有する者であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ⑨ 都道府県税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

受託業務に関する質問については、原則として「質問書」（第2号様式）を提出するものとする。

受付期間：令和5年1月11日（水）17時まで（必着）

提出方法：FAX又は電子メールにより送付すること。いずれの方法の場合も、提出先に電話により受信の確認を行うこと。

提出先：福島県総務部税務課

回答日：随時（最終回答予定日：令和5年1月13日（金））

回答方法：県のホームページで公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみFAX又は電子メールで行う。

6 参加申込書及び応募書類の提出について

プロポーザルに参加する者は、次により書類を提出するものとする。

提出期限：令和5年1月20日（金）17時まで（必着）

提出方法：郵送又は持参

提出先：福島県総務部税務課

提出書類：① プロポーザル参加申込書（第1号様式）

② 企画提案書（第3号様式）（「7 企画提案書作成の留意事項」に基づき作成すること）

③ 業務詳細提案書（様式任意）

A4版とし、カラー・モノクロ・片面・両面を問わない。

④ 同意書（第4号様式）

⑤ 事業者の概要（第5号様式 会社パンフレットでも可）

⑥ 受注実績（第6号様式）

（実績を示す資料（報告書の概要等）を参考資料として添付すること）

⑦ 役員一覧

⑧ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

⑨ 定款の写し

⑩ 直近2事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）

⑪ 業務体制図等、情報セキュリティ関連資料

⑫ コンプライアンス体制が確認できる資料

⑬ 県税等の滞納がないことの証明書

（本県の県税が課税されていない者で県外に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書）

提出部数：各1部

留意事項：① 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

② 提案された書類について、県から質問することがある。

③ 提出された書類は、選定作業のため必要最低限の範囲で複写することがある。

④ 提出された書類は返却しない。

⑤ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

7 企画提案書作成の留意事項

- (1) 企画提案書は以下の内容を含めること。
 - ① キャッシュレス決済方法
 - ② 取扱手数料率等（消費税の課税・非課税の別も記載すること）
 - ③ 支払いサイクル及び方法等
 - ④ サポート体制（障害発生時の対応）
 - ⑤ 紛失・盗難カードの不正利用に対する防止対策及び補償制度
 - ⑥ 個人情報の保護に関する対策
- (2) 作成上の注意点
原則A4版で作成すること。

8 選定方法

- (1) 参加希望者について「4 プロポーザルへの参加資格要件」に規定する参加資格要件の確認を行い、確認の結果、参加資格要件を満たさなかった参加希望者に対しては、理由を付して書面により通知する。この場合、提出された企画提案書の審査は行わない。
- (2) 提出された企画提案書は「ふるさと納税ポータルサイトの利用におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託者選定委員会」において、別記「審査基準」に基づき採点方式により審査を行う。なお、企画提案書が仕様書の条件を満たしていない場合は、選定委員会による審査を行わず、選定しないこととする。
- (3) 審査の結果、同点となった事業者が複数あった場合は、選定委員会で協議を行う。
- (4) 評価点が最高得点の6割以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は選定しない場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は行政文書となるため、福島県情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなる。

9 選定結果の公表

選定結果は、令和5年1月下旬に全ての応募者に文書で通知するとともに、県のホームページで公表する。

10 契約

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより指定納付受託者候補者から見積書を徴取の上、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

11 スケジュール

令和5年1月11日（水）17時 質問書の提出期限
令和5年1月13日（金）質問に対する回答
令和5年1月20日（金）17時 参加申込書及び応募書類の提出期限
令和5年1月24日（火）～27日（金）審査
令和5年1月30日（月）予定 審査結果の通知
令和5年3月予定 契約締結

12 問い合わせ先

福島県総務部税務課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎2階）
電話 024-521-7067 FAX 024-521-7905
E-mail: zeimu@pref.fukushima.lg.jp